

●介護保険負担限度額認定申請について

所得が低い人(生活保護受給者の方、市民税非課税世帯の方)が、介護保険負担限度額認定申請を行い該当になると、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等)の入所や短期入所(ショートステイ)を利用したとき、居住費・食費の負担が軽減されます。 ※預貯金等の資産制限あり。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	(※1)所得の状況	(※2)預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	世帯全員が 市民税非課税						
2	老齢福祉年金受給者の方	単身: 650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額+ 十年金収入額が80万円 以下の方						
3-②	前年の合計所得金額+ 十年金収入額が80万円超 120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
3-②	前年の合計所得金額+ 十年金収入額が120万円超 の方						

()内の金額は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合または短期入所(ショートステイ)を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所(ショートステイ)を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断基準とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※3 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金収入額の合計です。

※第2号被保険者(40～64歳)は利用者負担段階に関わらず、単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給の対象となります。

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【問い合わせ先】

筑西市役所保健福祉部介護保険課

0296-22-0528 (直通)